

事務所、事業所又は家屋敷に関する市民税・県民税申告の手引き

次に該当する人は、事務所、事業所有課税または家屋敷課税の対象となるため、「事務所、事業所又は家屋敷に関する市民税・県民税申告書」の提出が必要となります。

1. 賦課期日(その年の1月1日)現在、相模原市外に居住している人で、相模原市内に事務所、事業所または家屋敷を有する場合
2. 賦課期日(その年の1月1日)現在、相模原市内に居住している人で、お住まいの区とは別の区に事務所、事業所または家屋敷を有する場合

申告書の記入等について

- ① 申告者となるのは、市(区)内に事務所、事業所または家屋敷があり市(区)外に居住している人です。
- ② 別紙の記入例を参考に、太枠の中を記入してください。
- ③ 国外に居住しているなど、申告者本人で申告書への記載ができない場合は、市(区)内に居住している家族が代筆することができます。
(その場合は、申告者となるべき人に、申告をする旨を伝えてください)
- ④ 相模原市内に、複数の事務所、事業所または家屋敷がある場合は、それぞれの所在地を記入してください。市内の各区をまたいで複数の事務所、事業所または家屋敷がある場合は、それぞれの区ごとに市民税・県民税の均等割を負担していただくこととなります。

必要書類

- ① 「事務所、事業所又は家屋敷に関する市民税・県民税申告書」
- ② 個人番号カードまたは通知カードなどの個人番号確認書類及び運転免許証などの身元確認書類
(郵送で提出する場合はコピーを添付してください)

【送付先・連絡先】
相模原市役所 市民税課 賦課班
〒252-5277
相模原市中央区中央2丁目11番15号
電話 042-769-8221(直通)